

2023年9月9日

日仏哲学会秋季大会 (@大阪大学豊中キャンパス)

関係に基づいた非-人間的なものへの道徳的地位の付与とその難点  
——ロボット倫理における応用レヴィナス哲学とレヴィナス

立花達也 (大阪大学)<sup>1</sup>

序文

近年の社会的ロボット (social robots) の市場への進出や、動物の権利に関する議論の発展にともない、現代ではロボットの道徳的地位について真剣に考えようという論者が現れてきている<sup>2</sup>。そうした論者の一人であるガンケル (David J. Gunkel) は、道徳的被行為者性 (moral patiency) に焦点を当てて、ロボットがそれをもちうるか否かの議論の枠組みを整理している。この被行為者指向な探究において彼は、「我々はどのようにメカニズムに応答しうるか、そして応答すべきか?」と問う。より詳しく言えば、「人間のような仕方で社会的に知性的」であるべく意図的にデザインされ、その結果として「それと相互作用することが他の人間と相互作用することと似ている」ようなロボットに対峙したとき、われわれはどのように応答しうるのか (Gunkel 2018a, 87)。ガンケルは、「どのようにソーシャル・ロボットが行為しうるか、そして行為すべきか」という道徳的行為者性 (moral agency) の問いから区別されるものとして「ソーシャル・ロボットは権利をもちうるか、そしてもつべきか」という問いを提示しているのである。つまり、ガンケルによるロボットの権利論は、ロボットの道徳的地位 (moral status) の可能性と規範性をめぐっているのである。

そしてガンケルは、この問いに対するこれまでのアプローチはいずれも難点を抱えていることを指摘したうえで、レヴィナスの参照を通じて、この問いそのものを「別の仕方考える」必要があると主張している。レヴィナスからインスピレーションを得たガンケル、そしてクーケルバーグの二人が代わりに採用するアプローチは「関係アプローチ relational approach」として知られるが、英米圏における近年のロボット倫理の論文ではこのアプローチへの言及とともにレヴィナスが度々参照される状況にあること、ガンケルがそうしたレヴィナスの援用を「応用レヴィナス哲学 Applied Levinasian Philosophy」 (Gunkel 2018b, 170) と呼んでいることは、おそらくロボット倫理の狭い業界の外ではあまり知られていないように思われる。

しかし、こうしたレヴィナスの援用が果たして正当かという点は先行研究では十分に検討されていない。もちろん、ガンケル自身はいくつかのアイデアをレヴィナスから引き出したのみであり、レヴ

---

<sup>1</sup> 大阪大学基礎工学研究科 (個人メール: [t.tachibana0710@gmail.com](mailto:t.tachibana0710@gmail.com))

<sup>2</sup> 何らかのものが道徳的地位 (moral status) にあるとは、それが人から道徳的に配慮されるべきであるということである。それが道徳的な行為者であるか否かはさしあたり関係ない。道徳的地位を持つものに危害を加えるような行為は、危害を加えるということそれ自体がもちうる悪さ (たとえば刑法上あるいは民法上の違反) によってではなく、そのものに危害を加えることによって非難される。たとえば、あなたが友人に自転車を貸したのだが、友人がそれを意図して破壊したのだとしよう。そのとき、確かに友人の行為は責められるべきであるが、その悪さによる被害を被っているのは自転車を失ったあなたである。しかし、友人にあなたの子どものベビーシッターを頼んだのだが、友人がその子を意図して殺めたのだとしよう。そのとき、あなたの子供が被害を被っており、その殺害行為の悪さはその子供に対して向けられているとみなすのは自然であろう (cf. Warren 2000, 9-10)

ィナスの解釈には興味がないかもしれない。だがそれでも、そうしたアイデアを果たして他の前提や難点をともなうことなく切り出しうるのでどうかは検討の余地があるだろう。発表者の見立てでは、これまでのアプローチに対するガンケルの批判には見るべきところがあるが、おそらく根本的な問題も抱えている。ところがこの問題は、彼の立場を理論的に説明する段になるといわば形だけのレヴィナス像にその説明が外注されてしまっており、検討が困難になっている。それに対して、（少なくともガンケルよりは）具体的なレヴィナスを通じてその問題を明確化するというのが本発表の狙いである。発表者の考えでは、その問題は主に「第三者」論の不在に関わっている。

本発表は以下のように進む。第一に、ガンケルによって提示される、ロボットの権利を考えるうえでの既存のオプションのうちで重要な2つのオプションを確認する。そのうえで第二に、ガンケルが提示する（レヴィナス由来の）「別の考え方」がいかなるものかを紹介する。最後に、レヴィナスに求められているものをレヴィナスが提供できるかどうかを、レヴィナスが「倫理」とともに重要視している「正義」の観点から検討し、それによってガンケルの立場を明確化し、この立場が潜在的に抱えている課題を明らかにしたい。

## 1. ロボットの権利を考える旧来の枠組み

ガンケルは、ロボットの権利についての問い、すなわち「ソーシャル・ロボットは権利をもちうるか、そしてもつべきか」に対する答えは、旧来の枠組みにおいて四つの立場に区別されると言う。この四つの立場は、先の問いを二つの問いへと分けたうえで、それぞれに対する肯定／否定の答えの組み合わせによって成り立つ。

第一の問い「ロボットは権利をもちうるか？ “Can robots have rights?”」は、「ロボットは道徳的主体であるための能力をもつか “Are robots capable of being moral subjects?”」という問いへとパラフレーズされ、ある存在者の事実的な能力ないし性質に関する存在論指向の問いとして解釈される。第二の問い「ロボットは権利を持つべきか？」は、「ロボットは道徳的主体として見なされるべきか “Ought robots be considered moral subjects?”」という問いへとパラフレーズされ、ある存在者に対する義務に関わる価値論的な問題に関する問いとして解釈される。

### 第1ペア（反ヒュームの：is-ought inferenceを是認）<sup>3</sup>

- ① !S1→!S2 「ロボットは権利をもちえないので、ロボットは権利をもつべきではない」
- ② S1→S2 「ロボットは権利をもちうるので、ロボットは権利をもつべきである」

### 第2ペア（親ヒュームの：is-ought inferenceを否定）

- ③ S1 !S2 「ロボットが権利をもちうるとしても、ロボットは権利をもつべきではない」
- ④ !S1 S2 「ロボットが権利をもちえないとしても、ロボットは権利をもつべきである」

ロボットの権利に関するこれらの考え方を逐一解説するのは本発表の趣旨ではない。ガンケル自身の「別の考え方」（応用レヴィナス哲学）とその後のレヴィナスの検討のために、上記のリスト中の

---

<sup>3</sup> こちらのペアが検討に値するのは、ガンケルが「である」から「べき」を導く推論（is-ought inference）が正当であるかどうかは未決の問題であるという点に着目しているからである。

第二の派閥と第四の派閥のみを簡潔に説明する<sup>4</sup>。

## 性質アプローチに基づく考え方

第二の派閥（ロボットは権利をもちうるので、ロボットは権利をもつべきである）は、ロボットがいずれ、権利をもつための条件とされる何らかの存在論的な能力（意識、感覚、自由意志など）を備える日が来ると考え、そうした能力を備えるやいなや、ロボットは道徳的主体として考慮されなければならないと考える<sup>5</sup>。

この立場の背景にある考え方を、クーケルバーグは「性質アプローチ properties approach」と呼んでいる。それは、ある存在者が権利をもつための存在論的な条件を前もって規定することによって道徳的地位を導出するというアプローチである。現在ではしばしば、苦痛を感じる能力があれば道徳的配慮のためにはさしあたり十分だとされる。この見解を仮定した場合、ロボットには苦痛を感じる存在論的・事実的な能力が問われることになる<sup>6</sup>。

性質アプローチが抱える難点として、ガンケルは三つの点を指摘している。第一に定義の問題である。たとえば意識という用語を取り上げれば、それには統一的定義が与えられておらず、それどころかこの用語が指示する統一的な何かがあるのかですら不明である。苦痛に関しても、その真の理論がありえないとしたら、ロボットが真の痛みを感じるための真の理論もまた与えられえないことになる。

---

<sup>4</sup> 第一の派閥（ロボットは権利をもちえないので、ロボットは権利をもつべきではない）の考え方は、ハイデガーがその典型であるとされる。すなわち、ロボットも含めた技術とはたんに目的のための手段にすぎないということである。それに従うならば、技術がどれほど洗練されようとも、それはどこまでも道具的存在者にとどまるため、道徳的主体にはけっしてなりえない。だがガンケルは、この道具理論は近年のソーシャルロボティクスの発展には対処できないと示唆している。少なくとも、たんなるツールとしての扱いは、現場で経験されている実状とは一致していない。

第三の派閥（ロボットが権利をもちうるとしても、ロボットは権利をもつべきではない）は、ブライソンの主張「ロボットは奴隷であるべきだ Robots Should Be Slaves」として知られている（Bryson 2010）。それは人間と社会制度を守るためである、というのがブライソンの根拠である。われわれは自らの利益のために社会ロボットのような先端技術の開発や普及を支持しているはずである。しかし、人間の共同体の一員としてロボットに権利が与えられるようになると、本来であれば人間への配慮として割かれるはずのリソースが、ロボットに割かれるということになる。またさらに、ロボットに権利を与えると、責任帰属の誤りや資源の不正利用という問題も生じうる。これに対してガンケルは、こうした問題が真正であることを認めつつ、この立場もまた有する二つの害に目を向ける。第一に、この考え方がある種の禁欲主義を要請することである。この考え方はロボット工学者やデザイナー、ロボットのユーザーらに「同胞となるロボットを作るな」「ロボットを自分自身のように扱うな」というような禁止の命令を発することになる。しかし、たとえそのような意図がなくとも、またユーザーがそれを単なるロボットだと理解していても、それに共感してしまう傾向にあるという経験的な証拠が存在する。第二に、ロボットを奴隷として制作するということは、人類が奴隷階級を創設することを要請することである。奴隷制は奴隷にとって問題であるだけでなく、主人の側や社会制度にも悪影響を与える可能性がある。

<sup>5</sup> この立場はいずれ汎用人工知能(Artificial General Intelligence)が完成するはずだ、という想定のもとで唱えられている。なので、正確には「ロボットはいつか権利をもちうるのだから、そのときには権利をもたせるべきである」という主張として理解すべきだろう。

<sup>6</sup> 性質アプローチは次のように定式化される（Coeckelbergh 2012, 14）。

1. 性質pをもつことは道徳的地位にとって十分である。
2. クラスcに属するあらゆる存在者は性質pをもつ。
3. 存在者eはクラスcに属する。

この定式に従えば、このアプローチを採用する者はクラスを通じて存在者の道徳的地位を考えていることになる。ちゃんと検討できていないが、動物倫理の研究者は本当にこういうやり方をしているのかは疑問である。

第二に認識論的問題である。仮に用語上の問題を解決できたとしても、ロボットが意識をもつ、あるいは苦痛を感じるということをわれわれはどう確かめたらよいのだろうか。第三に、権利を与えるために苦痛を感じる存在者を制作するということが非倫理的であるという難点である。これらの論点には後に、レヴィナスにおいて倫理的関係の条件となる「飢え」についての議論する際に戻てくるとしよう。

### 人間中心主義に基づく考え方

第四の派閥（ロボットが権利をもちえないとしても、ロボットは権利をもつべきである）は、主にダーリングが展開している考え方である（Darling 2012）。この考え方によれば、現状あるいは近い将来にロボットが道徳的人格として考慮されるために必要な性質を備えることはないが、しかし、われわれに備わっている対象を擬人化する傾向のおかげで、ある種のロボットと相互作用する際にはそれ以外（たとえばトースターなど）とは異なる重要な差異が生じている。ソーシャル・ロボットはわれわれの擬人化する傾向を利用するように設計されている。それゆえ、こうしたロボットはそうでない他の人工物等とは異なり、たとえそれが何も感じないとわかっていてもなお、ロボットの虐待を間違ったこととして感じるのである。

しかし、このアプローチもまたいくつかの困難を抱えているとガンケルは言う。彼は三つの難点を挙げている。第一に、そもそも個人の知覚や感情に基づいて道徳的立場を決定することは、気まぐれや非一貫性のゆえに批判されうる。第二に、一見したところとは異なり、ダーリングは「ある」から「べき」を引き出している。なるほど、すべてはわれわれの擬人化傾向に依存しており、ロボットが「それ自体で」何であるかではなく、ロボットがわれわれに現れる仕方がロボットの扱われ方を決定するというのがこの立場の考え方である。だがそれでもなお、この考え方は「べき」を「それがどのように現れているか what it appears to be」という存在論的な条件から導出しているのである。

そしてもっとも重要な問題として、第三に、このアプローチでは「われわれ」が事物をどのように見るかに依存しているがゆえに、この提案はいまだ人間中心的にとどまっており、他者を道具化しているとされる。ダーリングにとっても、法的権利のソーシャル・ロボットへの拡張を検討する必要があるのは、あくまでわれわれ人間のためなのである。

## 2. 「別の仕方では考えること」——ガンケルがレヴィナスから得たもの

ガンケルによれば、既存の立場はいずれも問題を抱えている。それに対して彼自身は、問いそのものを転換させることを提案する。その転換はレヴィナスの導入によって可能となるとされる。ガンケルはレヴィナスから得たものは、彼の問題関心を理解するとわかりやすくなる。彼は既存の立場の各々に対して個別に難点を挙げているが、とりわけ権利を持つものを拡張しようという立場（つまり前節でみた二つの立場を含む）が本質的に抱えている難点に注目している。それは、人間中心主義を脱しようとして徐々にサークルを広げていこうとする戦略をとってしまうと、様々な多様性をもつ諸個体から差異を削ぎ落とし、（人間との）何らかの共通点を見出すことになり、結局は他者の同じものの中に取り込むことになってしまうという問題である（Gunkel 2018b, 163-4）。ガンケルの仕事に見るべき点があるとすれば、この戦略自体に人間中心性を見出したことであり、それを乗り越える別の考え方としてレヴィナスを援用したことにあると言える。

彼がレヴィナスから取り出したのはなによりもまず、倫理が存在論に対して先行するという考え方である (Gunkel 2018a, 95)。この考え方には性質アプローチの問題点の克服が見込まれている。ガンケル曰く、レヴィナスの考え方によれば「われわれはまず、われわれに侵入し、かつ彼らについて全く何も知らないうちから対応する義務を負うような、匿名の他者の混乱に直面することになる。ヒュームの用語を使うならば、(…) 私たちはまず応答することを義務づけられ、次に、応答をした後で、何にあるいは誰に応答したかを決定し特定することができるようになるのである」 (Gunkel 2018a, 96)。ガンケルはこの議論を、関係が関係項に対して先行するという考え方として読み替えている。つまり、応用レヴィナス哲学は、倫理的関係が関係項の存在論的性質に先行するという意味において、「関係アプローチ relational approach」と呼ばれるのである<sup>7</sup>。

「関係的倫理 relational ethic」とも呼び替えられるこの考え方は、性質アプローチに見出された難点を回避できるとされる。なぜなら、この考え方では対象の性質は権利を付与するための条件とはならないからである。むしろガンケルは、倫理的な関係が先に成り立っているのであり、関係項となるものに求められる性質は後から遡及的に見いだされるのだと主張する (cf. Gunkel 2018b, 168-9)。

レヴィナスから得られたものとして次に、〈他〉の〈同〉への還元批判が挙げられる。この批判は、ダーリングが積極的に利用していた擬人化への批判となることが見込まれている。「レヴィナスにとって、この擬人化操作がまさに問題である (*the problem*) のは、——他者であるものを他我 (*alter ego*) と自分自身の鏡像に変えてしまうことによって——他者を同じもの (*the same*) の様式に還元するからである。レヴィナスは、他者の他者性をすでに家畜化し、さらには侵害さえするこの身振りに意図的に抵抗している」 (Gunkel 2018a, 96)<sup>8</sup>。むしろ、権利を自己から他者へと拡大するのではなく、他者によって自己性が問いただされるその在り方が問題となっているのである。それによって、他者を自分と同一視すること、つまり擬人化することが回避されるというわけである。

ただし、こうしたレヴィナスのポテンシャルを活かすためには、レヴィナスのなかにある人間中心主義を修正しなければならないとガンケルは指摘する。レヴィナスは上記の擬人化批判を経てもなお、「人間」という〈同〉の特権は保持したままであったが、しかしレヴィナス自身に反してレヴィナスを読むことによって、この人間中心性を乗り越える可能性が示唆される<sup>9</sup>。

要するに、「ロボットは権利をもちうるか、あるいはもつべきか」という問いの形式がすでにレヴィナスの狙いのうちになくなる。レヴィナスによって「別の問い *other question*」が開かれるとガンケルは言う。すなわち、「何か——他の人間、ある動物、ある単なる物、あるソーシャル・ロボット——が〈他者〉として出現し、開示されるためには何が必要なのか?」。ロボットに関して言

---

<sup>7</sup> レヴィナスを強調しているのは主にガンケルであり、関係アプローチを強調しているのは主にクーケルバーグであるが、両者の共闘はここにおいて成り立っていると言える。ところで、レヴィナスは関係や関係項について度々論じているように思われるが、彼らはそうした箇所について検討していないようだ。

<sup>8</sup> ガンケルは『全体性と無限』の以下の箇所を参照している。「〈他者〉の異邦性——《私》に、私の志向と所有に〈他者〉が還元されえないということ——が、まさに私の自発性が問いただされることとして、倫理として成就される」 (熊野純彦訳 p. 62)

<sup>9</sup> ガンケルはここで、他者のリストを拡張しようとする英米圏のレヴィナス研究を参照している。発表者はいずれも検討できていないが、果たしてそう簡単にうまくいくのだろうか、という印象を持っている。Davy, Atterton, Peter, and Matthew Calarco, eds. 2010. *Radicalizing Levinas*. Albany, NY: SUNY Press; Barbara Jane. 2007. *An other face of ethics in Levinas*. *Ethics and the Environment* 12 (1): 39–65. Benso, Silvia. 2000. *The Face of Things: A Different Side of Ethics*. Albany, NY: SUNY Press.

うなら、この問いはこう言い換えることができる。すなわち、「ロボットは他者になりうるのか？  
ロボットは顔をもつのか？」。この「別の問い」はまったく利他的な探求であり、かつ「他者の形式」  
を永久に開いたままにするのだとガンケルは言う。つまり、それは他者を自己に取り込むのではなく、  
他者の資格を与えるための性質を前提するのではない仕方でもことを進める可能性を開くのである。

### 3. 応用レヴィナス哲学からレヴィナス自身へ

ガンケルやクーケルバークがレヴィナスに期待しているのは、ほぼ二つのアイデアと言ってよいだ  
ろう。すなわち、(1) 存在論に対して倫理的関係が優先するという主張と(2) 〈他〉の〈同〉  
への還元批判、すなわち擬人化批判である。前者は性質アプローチを克服し、後者は人間中心主義を  
克服する。しかし、これらのアイデアのみをレヴィナスから切り出してくることは可能なのだろうか。  
そして、レヴィナス自身の方がガンケルたちの問題を深く考えているということはないだろうか。

第一に、存在論に対する倫理的関係の優先性ははたして、他者になんらの条件も課すことなく可能  
であるか、問われるべきであろう。レヴィナスは、言語によって呼びかけられ、言語によって応答で  
きることが倫理的な関係の基盤であると主張しているように思われる。これを、被行為者は言語能力  
という性質を備えていなければならないという主張として捉えるならば、レヴィナスもまた性質アプ  
ローチにとらわれてしまうかもしれない。

とはいえ、このとき言われる「応答」や「言語」というものを広くとるという戦略はありうるだろ  
う。他者について重要なのは、それをコミュニケーションの相手として認めることができるかという  
ことである<sup>10</sup>。また、現行のソーシャル・ロボットがさまざまなアルゴリズムにしたがって発話を生  
み出しているように、一定の言葉を発するために「意識」や「感覚」といった、問題含みの性質をロ  
ボットに帰属させる必要はない。このように考えれば、ロボットに求められる言語能力は、性質アプ  
ローチにおいて問題となるような性質とは必ずしも言えないということになる。

だがレヴィナスは、なんらかの信号やメッセージを発するものがみな他者として現れると言ってい  
るわけではない。われわれがそれに対して責任を負うのは、われわれに対して飢えを訴えるような、  
そうした他者なのではないか<sup>11</sup>。このときレヴィナスは、身体を備え環境のなかでさまざまな糧を享  
受しつつ、さまざまな外的要素にさらされて生きる「傷つきやすい」主体を想定していると言える  
(cf. 渡名喜 2018a)。レヴィナスの哲学のなかには、レヴィナス自身に反し、他者の枠を人間の外  
へと拡張しうる可能性が内蔵されているということが仮に真であるとしても、こうした可傷性をとも  
なう身体・生きるために糧を必要とする身体を備えていること、すなわちそうした性質を、最低でも  
被行為者に要請することになる。

なるほど、飢えの議論を中心に据えることでレヴィナスの倫理学における主体を動物にまで拡張す

---

<sup>10</sup> 「「他者」の呼びかけに「応答」ということは、その呼びかけを発した者を、単に機械的に応答しておけ  
ば済むような単なる音ではなく、ほかならぬ私が言語的であれ非言語的であれ「コミュニケーション」をとるこ  
とのできる「他者」だと認めることである。つまり、「対話」を「対話」たらしめるのは、相手を単なる音声の  
発生源ではなく「対話相手」と認めることだということだ」(渡名喜 2022b, 285)

<sup>11</sup> 「他人を認識することとは、飢えを認識することである。〈他人〉を認識すること——それは与えることであ  
る。しかし、これは師に、主君に与えることであり、高さの次元で「あなた」として接する相手に与えること  
である」(『全体性と無限』123)

ることは可能かもしれない。しかし、その範囲をロボットにまで広げようとする、ロボット固有の問題が浮上するだろう。なぜなら、家畜化された動物もいるにせよ、基本的には自然に存在する動物に対して、ロボットは人間が意図しなければ生まれえないからである。被行為者となりうるような、飢えを訴える傷つきやすい主体としてロボットをつくるということは、そのように苦痛を享受するような存在者を増やすということである。痛みの不在と快の不在の評価における非対称性を仮定するならば、ロボットを作り出すことはそのロボットへの危害となるだろう<sup>12</sup>。このこともまた、性質アプローチの難点としてすでに指摘されていたとおりである。少なくとも、レヴィナスに依拠すれば性質アプローチを回避できる、などとは簡単には結論できない<sup>13</sup>。

第二に、〈他〉の〈同〉への還元は果たして簡単に回避しうるものなのだろうか。これに関しては、レヴィナスにおいて重要な役割を果たしていたものがおそらくガンケルの側にはない、ということを目指せる。レヴィナスを援用することによってロボット倫理学者たちが注目するレヴィナスとはあくまで、その顔として現出する他者に対する私の（無限の）責任を強調したレヴィナスである。彼らは、この部分だけを切り出してロボットの被行為者性の議論のなかに持ち込むことによって、ロボットを他者として尊重すべきではないか、という問いを拓こうとしているわけだ。しかし、レヴィナスの議論構成からすれば、問題は、目の前のロボットの顔が私に呼びかけ、それに対して私が事後的に応答しうるか、ということにとどまらない。さらに、(a) そのロボットが同時に「第三者」としても現れうるのか、そして (b) 別の「第三者」と比較しうるのかということがなお問題になるのである。抽象的に言うならば、ロボット倫理学者たちは人がロボットを倫理的関係においてと同時に正義（あるいは政治的関係）においても扱いうるかどうかを考えなくてはならない。以下では、このことがレヴィナスだけの問題ではないことを示したい。言い換えれば、レヴィナスが「第三者」論を必要とする理由は、ガンケルの議論にも「第三者」を要請するはずである。

レヴィナスは『全体性と無限』において、「顔の現前」とは「第三者の（言い換えれば、私たちを見つめる全人類の）現前」であると述べている（『全体性と無限』377-8）。つまり、他者の顔は同時に、社会における複数の他者たちの顔として、ありふれたものとしても現れるということである。ここには、〈他〉の〈同〉への還元に対するレヴィナスの鋭い批判が隠れている。レヴィナスは、他者との倫理的な関係を、たんなる二者関係において私が「あなた」——それはもしかするとロボットかもしれない——に愛着を感じるということと同一視しているのではない。

顔の現前としての言語は、鼻根の存在との共謀に誘うことはないし、充実して世界を忘れてしまった「我 - 汝」[« je-tu » se suffisant et oublieux de l'univers] に誘うこともない。愛の隠匿

<sup>12</sup> これはベネターの反出生主義を成り立たせる仮定の一つである。反出生主義との関連で痛みを感じるロボットの倫理的問題を扱った論文として、西條（2019）を見よ。

<sup>13</sup> 以下はよく練られていないアイデアだが、発表者は、性質アプローチを回避する方法がまだあるかもしれないとも考えている。というのも、ここでは被行為者に痛みや苦しみが直接的に要請されているわけではないからだ。むしろ、われわれに応答を強いる者において注目されているのは端的に死にうるということ、しかしいまはまだ死んでいないということである。たしかに、人間が死を避ける理由が、そのときに訪れるかもしれない大きな苦痛を避けたいからだ、とみなすのであれば、このように飢えと苦痛を分離する議論は成り立たない。しかし、この「死ぬかもしれないが、いまはまだ」という時間性にこそ飢えの本質を見出すのであれば、飢えは苦痛から分離できるかもしれない。たとえば、痛みを感じるが不死（不壊）であるようなロボットをつくることができたとして、そのロボットはその苦痛によって道徳的地位を得るだろうか。

性においては、言語は率直さと意味を失って、笑いや睦言に変わるが、率直さのうちにある言語は、かかる愛の隠匿性に身を委ねることがない。他人の眼のなかで、第三者が私を見つめている——言語とは、正義なのだ。(TI 234/377)

他者の顔のなかに、同時に第三者を見出すのでなければ、他者と私の関係はもはや社会的関係とは言われえない<sup>14</sup>。レヴィナスはここで、私と他者の関係が二人きりの関係で閉じてしまわないように、倫理を正義に開いておこうとしている。このように他者の顔に第三者が伴うことの意義を、松葉は次のように述べる。「第三者が介在するがゆえに、主体と他者との関係は二人きりの閉じた関係となることがない。主体と他者との関係を自閉的なモデルで考える場合、この関係もやはり一つの全体性を形成する。他者との関係を絶対化することは、いわば他者を介して一段込み入った仕方でのエゴイズムにほかならない」(松葉 2023, 23)。言い換えれば、第三者が伴わなければ、〈他〉は〈他〉として現前しないのである<sup>15</sup>。

レヴィナスは、第三者という概念を別の観点でも論じている。『存在の彼方へ』において第三者は、もう一人の他者、あるいは他者の他者(隣人の隣人)としても登場する。

第三者は隣人とは異なるものである。が、第三者はいま一人の隣人、〈他人〉の隣人でもあって、〈他人〉と類似した単なる同類ではない。では、他人と第三者は互いにかなるものなのか。他人と第三者は互いに何をなすのか。他人と第三者のいずれが先行しているのか。他人は第三者と関係している。——が、私はこの第三者に対して全面的に責任を負うことができない。ひとり私のみが——どんな問いにも先立って——わが隣人に対して責任を負っているとしても、同時的に存在する他人と第三者はともに私の隣人であるが、他人と第三者は自分たちから私を遠ざける。(AE 200/357頁)

この問題を理解するためのポイントは、私と汝(他者)だけの関係と、第三者も含めた三人以上の関係を区別することである。この観点はガンケルにないが、おそらく彼にとっても重要である。このことを明確にするために、あるペット型のロボットRが道徳的地位を得る具体的な状況を想像しよう。このとき、Rをいわゆる「モラル・サークル」に迎えるというような表現は避け、ある個別の人

---

<sup>14</sup> 以下はエロス論に見られる文章でありコンテクストは異なるが、同様に第三者が欠如した状態を表していると思われる。「官能のうちで、愛する者どうしのあいだに打ち立てられる関わりは、普遍化に根本的に逆らっており、社会的な関わりとは正反対のものである。この関わりは、第三者を排除し、内密性、二人だけの孤独、閉じた社会、《非・公共的なもの》の典型であり続ける」(TI 475頁)

<sup>15</sup> 上の引用箇所少し後でレヴィナスは、諸々の人間を統一する類に先行し、人間同士の類似によって説明されないような兄弟関係(fraternité)について論じている。これを読むと、ガンケルがレヴィナスに求めているものはそう彼自身から外れていないようにも思える。「社会というものを似通った複数の個人を統一する類に似たものとして措定すると、社会の本質を取り逃がしてしまう。たしかに、生物学的な類としての人類は存在するし、全体性としての世界のなかで人間が発揮する共通の機能を通じて、彼らに一つの共通概念を割り当てることができる。だが、言語によって創設される人間共同体——そこでは対話者たちは絶対的に分離されたままである——は、類の統一性をなすわけではない。この人間共同体は、人間どうしの類縁関係を自称する。人間がみな兄弟であることは、人間どうしの類似によって説明されるわけではないし、メダルがそれらを打ち出した同一の押し型に立ち戻らせるのと同じような仕方、人間がその結果とされる一つの共通原因によって説明されるわけではない」(TI 235/378-9頁)



間HがRと何らかの関係をもち、Rに対して道徳的に配慮するようになったのだとしよう。

さて、Rに道徳的地位が認められている状態とはどういうものだろうか。それは、HがRに対して無限の責任を負うということではないはずだ。少なくとも、それだけではない。なぜなら、ある社会においてある存在者が何らかの権利が認められるということは、Hだけでなく別の人々にもRの権利が認められているということであるからだ<sup>16</sup>。つまり、Rの道徳的地位はHとR（我と汝）の二人だけの関係によっては説明されえず、第三者の介入が必要となる。しかも、第三者が介入した関係においては、もはやHとRのあいだで成り立っていた非対称の関係もまた維持されえない。なぜなら、いまやHはRだけでなく、この第三者にもまた責任を負うからである。すなわち、Rと第三者とが等しいものとして比較されうる状況にあるからである。

ここでいくつもの問いが生じる。Hの前にはRと第三者がいる。このとき、一方が他方に危害を加えようとしたときにHはどうすべきなのか。一方を守るために他方を制限するということが許されるのか。ここでガンケルの議論の問題点も浮き彫りになる。彼は、ロボットが顔をもつこと、ロボットが他者として現出することにのみ関心をもっている。私とロボットのあいだの閉じた関係において、ロボットに対して道徳的に配慮するということは起こりうるし、実際にいまでも起こっているだろう。だがそれは、一方の観点からすれば、自他の隔たりをなくし、〈他〉を〈自〉に取り込むことになりかねない。また他方の観点からすれば、互いに等しいものである第三者たちのなかでそのロボットについて考えることがまだできていない。言い換えれば、ロボットを倫理的な関係においてと同時に正義において考えることができていない。正義、あるいは政治の場面では、HがRに付与する道徳的地位を第三者にも認めてもらう必要が出てくるかもしれないし、もしかするとRのために第三者を犠牲にするという選択すらなされるかもしれない。だがこうしたことこそ道徳的地位について論じる際に扱うべき重要な問題であるだろう。要するに、ガンケルにも第三者論が必要である。あるいは、ガンケルが提示する「別の仕方でも考えること」は、第三者論を無視したときにだけ成り立つのである。

レヴィナスはこの問題を自身の問題として引き受けている。彼は、少なくとも『存在の彼方へ』においては、他者との非対称的な倫理的関係を、互に対称的な三人以上の人間を巻き込んだ「正義」と区別しているように思われる。この正義の次元においては、複数の者たちを比べること、すなわち誰を優先すべきかという比較・計算すら求められる<sup>17</sup>。レヴィナスはこうした正義、そしてそれを可能にする政治の場面を無視しているのではない。とはいえ、こうした倫理から正義への移行（あるいは両者の両立）の成否については、レヴィナスの研究者において見解が分かれるようである。しかし、ガンケルはレヴィナスよりもいっそう厳しい立場にいる。なぜなら、彼はロボットが他者として個人に現れることを基礎にして、そのロボットがいかなるものであるかは（少なくとも最初は）不問にす

---

<sup>16</sup> あるいは、関係アプローチはこのような権利の普遍性を放棄する立場である、というように関係アプローチを解釈することも可能かもしれない。だが、もしそうだとすると、ガンケルらは公的に理解されるような権利や道徳的地位については語っていないということになる。このことは、松尾彩花「ロボットの権利の問題について」（2022年度哲学若手研究者フォーラム、オンライン発表）において指摘されていた。この発表には学ぶところが非常に多かったため、私は論文化を望んでいます。

<sup>17</sup> 「しかしここで、この根本的従属の単純性は、他者のかたわらに出現する第三の人間によってかき乱される。この第三者もまた隣人であり、自我の責任に委ねられるのである。第三者を起点として、ここに複数の人間の近さが出現する。この複数性のなかで、誰が他のものたちよりも優先するのか。まさにこのとき、この場所で、問いが生まれる！ すなわち正義を要求する問いである！ ここにおいて、唯一にして比較不能なる他者を比較するという義務が生じる」（『われわれのあいだで』232頁）

ることを突破口にしようとしているからだ。そこでは、他者と第三者たちが同じ人間ないし同胞であるという予断すら与えられていないのである。

## 結論

ガンケルは、道徳的地位を有する者が属するサークルを（たとえば、動物→自然→ロボットというように）拡張していく戦略はそれ自体で人間中心的であることを指摘し、それに対するオルタナティブとしてレヴィナスの哲学を見出した。しかし、ガンケルの「応用レヴィナス哲学」は、レヴィナスから欲しいものだけ切り出そうとし、使いにくいところを修正しようとした結果、もしかすると本来の狙いを達成できないものになったのかもしれない。ここから得られる教訓は二つある。

第一に、人間中心主義的な倫理に対する批判には、もしかすると限界があるかもしれないということだ。ガンケルはその限界を乗り越えるからくりをレヴィナスに外注することによって問題を見えなくしてしまっている。しかし、当のレヴィナスには少なくとも、他者の資格をその性質に基づけるように見える側面がある。私見では、レヴィナスのラジカル化するよりも、人間中心主義批判それ自体に含まれているかもしれない問題をレヴィナスを通じて検討する方が実りあるように思える。

第二に、ガンケルは自身の考え方を「応用レヴィナス哲学」と呼ぶ以上に、レヴィナスの哲学それ自体の成否に大きく依存している可能性が大いにあるということだ。ガンケルやクーケルバーグの考え方では、彼らがダーリングに対して批判したのと同様に、関係アプローチによっても対象の道徳的立場が一貫したものとなりえない可能性が懸念される。要は、それによって社会に通用する普遍性をもつ権利概念を得ることが果たして可能であるのかが問題視されているわけである。この問題は非対称の倫理から、いわば対称の正義（等しいものたちのあいだの比較可能性）を導き出すという問題として理解できる。そしてこの問題は、レヴィナスがすでに解決していたのかもしれないのである<sup>18</sup>。少なくともガンケルたちは、関係アプローチの優位をあくまで擁護したいのであれば、レヴィナスとまったく同じミッションを引き受ける必要がある。もし上記の見立てが正しければ、ロボットの権利について議論している人の命運は、当のロボット哲学者ではなく（ましてやレヴィナスの専門家ではない発表者でもなく）、本当はレヴィナス研究者が握っているかもしれないのである。

---

<sup>18</sup>あるいは、そうでなかったのかもしれない。たとえば佐藤（2020）は、『存在するとは別の仕方』における「他者」の考え方に基づく倫理から正義への移行は成立しえないとして、『全体性と無限』におけるその考え方にまで立ち戻るといって修正案を提示している。

## 参考文献

- Bryson, Joanna. 2010. "Robots Should be Slaves." In *Close Engagements with Artificial Companions: Key Social, Psychological, Ethical and Design Issues*, edited by Yorick Wilks, 63–74. Amsterdam: John Benjamins.
- Coeckelbergh, Mark and Gunkel, David. 2014. Facing Animals: A Relational, Other-Oriented Approach to Moral Standing. *Journal of Agricultural and Environmental Ethics* 27(5): 715–733.
- Darling, Kate, Extending Legal Protection to Social Robots: The Effects of Anthropomorphism, Empathy, and Violent Behavior Towards Robotic Objects (April 23, 2012). *Robot Law*, Calo, Froomkin, Kerr eds., Edward Elgar 2016, We Robot Conference 2012, University of Miami, Available at SSRN: <http://dx.doi.org/10.2139/ssrn.2044797>
- Gordon, J.-S. and Gunkel, D.J. (2022), Moral Status and Intelligent Robots. *South J Philos*, 60: 88-117.
- Gunkel, David J. 2018a. "The Other Question: Can and Should Robots Have Rights." *Ethics and Information Technology* 20(2): 87–99.
- . 2018b. *Robot Rights*. MIT Press.
- 猪ノ原 次郎. 2022. 「ロボットの道徳的地位をめぐる近年の議論：道徳的なものの概念についての中間所見」『応用倫理』 13. 18-33. 北海道大学大学院文学研究院応用倫理・応用哲学研究教育センター.
- Levinas, Emmanuel 1990[1961]. *Totalité et Infini. Essai sur l'extériorité*. Le Livre de Poche, « Biblio Essais » [レヴィナス. 2005『全体性と無限（上）』（熊野純彦訳）岩波文庫. レヴィナス. 2006『全体性と無限（下）』（熊野純彦訳）岩波文庫.]
- . 1974. *Autrement qu'être, ou, Au-delà de l'essence*. La Haye,: M. Nijhoff. [レヴィナス. 1999『存在の彼方へ』（合田正人訳）講談社学術文庫]
- レヴィナス. 1993『われわれのあいだで』（合田正人・谷口博史訳）法政大学出版局.
- 松葉 類. 2015. 「レヴィナスによる二つの第三者論：「眼差しの中の第三者」と「隣人の隣人」」. 宗教学研究室 紀要 vol.12. 118-131.
- Morgan, Michael L. 2019. On Sociality and Morality: Reflections on Levinas, Tomasello, Strawson, Wallace. In *Levinas and Analytic Philosophy*, edited by Michael Fagenblat & Melis Erdur, 210-233. New York: Routledge.
- 岡本 慎平. 2019. 「ロボットは権利を持ちうるか？ そして権利を持たせるべきか？：ロボット権利論の諸相とデヴィッド・J・ガンケルの『ロボットの権利』」. 現代思想, 47(12), 52-59, 青土社.
- 渡名喜 庸哲. 2022a. 『レヴィナスの企て：『全体性と無限』と「人間」の多層性』勁草書房.
- . 2022b. 「レヴィナスと福祉」『レヴィナス読本』レヴィナス協会（編）、280-294、法政大学出版局.
- 西條 玲奈. 2019. 「「痛み」を感じるロボットを作ることの倫理的問題と反出生主義」. 現代思想 47(14), 146-152, 青土社.
- 佐藤 義之. 2020. 『レヴィナス 「顔」と形而上学のはざま』講談社学術文庫.
- Warren, Mary Anne. 2000. *Moral Status: Obligations to Persons and Other Living Things*. Oxford: Oxford University Press.